

第三十四回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第十九号

昭和三十五年五月四日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 平井 義一君

理事生田 宏一君 理事關谷 勝利君

理事久保 三郎君 理事土井 直作君

宇田 國榮君 大島 秀一君

竹内 俊吉君 塚原 俊郎君

長谷川 峻君 福家 俊一君

堀川 恭平君 三池 信君

淺沼稻次郎君 下平 正一君

正木 清君

出席政府委員

總理府事務官 原田 正君

(行政管理局長) 防衛庁事務官 小幡 久男君

(教育局長) 運輸政務次官 前田 郁君

運輸技官 水品 政雄君

(船舶局長) 運輸事務官 辻 章男君

運輸局長 (航空局長) 委員外の出席者

防衛庁書記官 堀内 一彦君

(防衛局第一課長) 専門員 志録 一之君

四月二十八日

委員三池信君辭任につき、その補欠として賀屋興宣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君辭任につき、その補欠として三池信君が議長の指名で委員に選任された。

五月四日

委員石田博英君及び山田彌一君辭任につき、その補欠として大島秀一君及び堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大島秀一君及び堀川恭平君辭任につき、その補欠として石田博英君及び山田彌一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(參議院送付)

航空に関する件

○平井委員長 これより會議を開きます。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

本案について御質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 他にないようでございますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りたいと存じますが、討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決したいと存じます。

〔異議ありませんか。〕

○平井委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平井委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま可決いたしました本案の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際政府当局より発言を求められておりますので、これを許します。前田政務次官。

○前田(郵)政府委員 ただいま臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案につきましては、全会一致をもって可決下さいまして、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。(拍手)

○平井委員長 それでは五分間休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

○平井委員長 それでは再開いたします。

午前十時五十八分開議

○平井委員長 それでは再開いたします。

航空に関する件について調査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。

○久保委員 航空交通管制について、二、三お尋ねをしたいのであります。まず第一に先般小牧の飛行場で事故がございましたが、そのあと新聞等を見ておられますと、防衛庁は操縦に当たった自衛官の責任について、検査当局等はその解明というよりなことをやりました、こういう話も聞いておられるんです。これは見ようによれば、何か検査当局に、自衛官の方は全然責任がないというよりな見解に立っておられる。これにも見受けられるのであります。

これはもちろん今後の検査当局等の調べではつきりすると思うのであります。そこでお尋ねしたいのは、管制官の責任と操縦士の責任の分界であります。これについて防衛庁はどのような見解を持っておられるか、これを一つお伺いしたい。

○小幡(久)政府委員 ただいま管制官の責任と操縦士の責任の分界についてどういふ見解を持っておるかという御質問でございますが、今度の事件に關連して申し上げますと、管制官の指示というものは事前にあつたわけでありまして、この指示はいろいろ議論はありましたが、大体運輸省の見解では、テーク・オフ・クリアランス、すなわち、離陸してよろしいという許可であるという見解のようであります。しかしながら許可いたしましたも御承知のよう飛行場におきましては後続機も控えておりますので、前方に障害物がない、飛行機の点検が終わり次第離陸すべしという強い期待がある許可であり、かようにわれわれは了解しております。

従いましてそういった關係に兩者の間は立つわけでありまして、ただ操縦士にも前方の障害物をよく注視いたしまして、それを確かめるという責任は当然あるものと思っております。

この事実の認定につきましては、現在権限官庁が調べに当たっておりますので、それを待ちましてはつきりしていきたいというふうに考えております。

○久保委員 そうしますと管制官の離陸許可というか、すべしという指示は、それによって操縦士は一切前方注視というか、危険に対する注意をしないで離陸することは違法である、こういう見解をお持ちでございませうか。

○小幡(久)政府委員 管制官からそういう指示がありまして、前方を注視をする責任は操縦士にはあると思っております。

○久保委員 先般防衛庁の責任ある方、どなたでありますかわかりませんが、検査庁に出頭されて、何かお話をしたというのですが、それはいかなる目的で出頭されたのか、話の内容はどういうことであつたか伺いたいと思ひます。

○小幡(久)政府委員 先般航空幕僚幹部の監察官が名古屋の地検の方におもむきましたことにつきましてであらうかと思ひますが、これは地検の方から当時の事情を聞かしてほしいということと、それから前方注視というふうなことに關しまして操縦士の責任があるやなしやというふうな法律上の見解を防衛庁はどう考へておるかというふう



です。常時使いやすい誘導路が、今度の事故を起こした誘導路だと私は聞いていたわけなんです、これはどうなんでしょう。航空局長に聞きましょう。

○辻政府委員 お説の通り、その誘導路に入ろうとして事故を起こしました。当該誘導路は一番使いやすくて——エプロンにまっすぐに入れる関係上、夜間等におきましては一番使いやすい誘導路で、よく使用されておったものであります。

○久保委員 そりう常時使つておる飛行場の状態というのは、自衛隊の方でもよくおわかりになっているはずだと私は思うのです。だから、そりう教育は——あなたは教育局長であられるので、教育の方を担当されていると思うのであります、その飛行場についての状況を、実際に当てはまった教育をしているのかどうかという問題もあるわけですね。これはどうなんですか。

○小幡(久)政府委員 事故の安全対策、特に飛行場におきます事故の安全対策につきましては、特に注意をしております。現に小牧でも、三カ月ごとに訓練計画を、第三航空団司令が、在小牧の航空保安事務所長あてに出しまして、御調整を願つておるわけでありまして、現実には毎日々々民間機の発着を縫つてわが方の訓練をやつております関係上、当然飛行場の滑走につきましては習熟してもおりますし、そりうことにつきましてもあやまちなからんことを期しておるのは、当然だと思つておりますが、当日は、先ほども申しましたように、滑走路に対するタ

クシー・ウエーのあり方というものの関係いたしました、DC3の位置の確認を誤つたがために、本来ならば少しUターンをしてすぐ入れるはずのところを、ずつと長くUターンをしたというより、異常な結果になったというところを、非常に残念に思つておるのでございます。

○久保委員 航空局長にお尋ねしますが、先ほど教育局長の、管制官と操縦士の責任の分界というものを、そりうその見解の表明があつたのですが、それに御異論はございませんか。

○辻政府委員 大体先ほど防衛庁の方からお述べになりました見解の通りでございます。これは私も防衛庁、それから法制局とも打ち合わせをした統一した見解でございます。

○久保委員 当日、当該の操縦士が前方の注視ができなかったかどうかという問題については、これは検査当局がその判断を下す、あるいは裁判その他によつてやることですから、それに立ち入ることは必要ないかと思つておりますが、そこで防衛庁にお尋ねしたいのは、管制方式というANCですね、それに対して、防衛庁長官は通達を出しておりますね。これはいかがですか。

○小幡(久)政府委員 おっしゃいます通り、アメリカのANCでございますね、それを基準としてやるような航空幕僚からの指示でございます。

○久保委員 この教育の方法は、これは運輸省も、運輸大臣の通達を出しておりますね。

○辻政府委員 運輸大臣から通達を出しております。

○久保委員 そこで、防衛庁は、運輸省と同様な教育というか、徹底をはかつておりますか。

○小幡(久)政府委員 防衛庁は、自分のところに飛行機を持つておりますので、結局自分の守る一つの基準でございますから、その徹底につきましましては、十分力を尽くしておるようなわけでありまして。

○久保委員 今回の事故の原因は二つあると思つております。管制官のミス、操縦士のミス。先ほど防衛庁の見解によれば、それはジェット機で、点検する計器も多いし、それからヘルメットをかぶるし、風防ガラスを通してはとも見通しができなかったという話をしておりますが、これはやはりこのANC方式を徹底されているというならば、先ほどの御見解の通りに、操縦士の方にも一半の責任はあるというよりは、直接は操縦士が管制官の指令というか、指示というか、離陸してよろしいというのを、もう完全にすつ飛んでいっていいのだというふうに了解しなければ、自分の責任の分界をはっきりしていただければ、これは起き得なかつた事故なんでありまして。直接的な原因は、言葉をかえれば、極端かもしれません、操縦士の注意不足、こりういふうなこととも言えるわけですね。こりういふことはどうなんですか。どういふふうに考へておりますか。

○小幡(久)政府委員 これは先ほどお答えしました通り、前方を見たところが、灯が工事の火と誤認されるような状況にあつた。しかもその見る条件といたしましては、ジェット機の中で、風防を通して見るといふふうに制限された条件でございます。ただ、もちろ

ん、前方注視については努力は払つておりますが、いろいろな条件に制約されまして、月明がないとか、あるいはUターンしたとか、あるいは先は見えない物が見えないうような暗やみであるとかいふような条件が重なりました。責任の義務を果たさうとしたにもかかわらず、それが果たし得なかつたというふうに申し上げたのであります。決して前方注視の責任を怠つたといふことを申し上げておるのじゃないつもりでございます。

○久保委員 そりうしますと、あなたの御見解では不可抗力だつたということに結論はなりますか。

○小幡(久)政府委員 その最後のところは検査庁その他権限ある官庁の判断にまかせたいと思つておりますが、現在操縦士の証言を聞いておる範囲では心から同情しておるわけでございます。

○久保委員 心から同情しておるといふのは、不可抗力という意味なんですか。

○小幡(久)政府委員 そのところ、最後のところは、これは何回も申します通り、私自身も権限あるわけでございます。こりういふ、はつきり申し上げませぬが、いろいろな条件を聞きまして、防衛庁としては無理もなかつたのではないかとこりういふふうに考へております。

○久保委員 そりうしますと航空局長いかがでせう、あなたの方も無理なかつたという結論が出ますか。

○辻政府委員 これは先ほど申し上げましたように、私も先ほど申し上げたように、私どももいたしましてはごく常識的な見解でございますが、あるいは見得られたのではないかと、いろいろ条件が加味されますが、全然



従って許可がありましても航空士として  
ましては、特に有視界飛行のような状  
態におきましては前方その他を注視し  
たしまして、実際に離陸上の支障あり  
やなしやということを確認する義務と  
いうものは厳然としてあるのだ、私ど  
もはそういうふうに考えておる次第で  
ございます。まあ私も、一般的な法  
律論といたしまして、責任の分界  
というものはそういう点に置くべき  
じゃないか、かように考えておりま  
す。

○久保委員 いずれにしても航空局と  
防衛庁の間で先ほど教育局長が言うよ  
うな期待という文句を入れて了解して  
おるといふのは、今後のあり方として  
はまずいと思ひます。だからこれ  
はあらためて協議し直して、はっきり  
責任の分界をびつたりさせる必要が私  
はあると思ひます。

時間もありませんから先に進みます  
が、小牧においては、先般防衛庁から  
もお話がありました、今年度は半ば  
においては今より飛行機の数も多くな  
る、こういうことであります。最近の  
様子を見ると、緊急訓練というもの  
が、必要以上というと語弊がありますが  
が、大へん活発になつてゐると思ひ  
であります。こういうことは、特に民  
間航空機を扱ふ共同の飛行場とさらに  
活発化する場合には、もちろん運輸省  
当局と協議の上おやりになつておると  
思ひますが、現在の管制能力  
あるいは飛行場のスペース、こういう  
ものからいまして、これははなはだ  
しく猛烈過ぎるのではなからうかと思  
うのでありますが、これを調整する考  
えはありませんか。

○小幡(久)政府委員 ただいまお話の  
趣旨に従ひまして十分調整してやりた  
いと思つております。

○久保委員 航空局長はどうかいうふう  
に思つておられますか。この緊急訓練  
が非常に活発になつてきているという  
のですが、今直ちに戦争が起るはず  
はないのであります、あつて能力  
の限界を越えた訓練をやる必要はない  
と思ひますが、いかがでしょうか。

○辻政府委員 飛行訓練の内容につき  
ましては、これは防衛庁の所管でござ  
いまして、私もかかれこれ申し上げ  
る筋ではないと思ひますが、ただ私どもは、小牧の飛行場にお  
きまして、ある訓練計画が当該飛行場  
の管制能力ではともつていけな  
いようなものであるかどうかという点に  
重点を置きまして、定期的に現地で話  
し合ひをいたしまして、了承できる  
という判断をいたしましたものにつ  
きまして防衛庁に御返事申し上げて、共用  
の形を続けておるといふのが現状で  
ございます。

○久保委員 いずれにしても管制能力  
の限界を越えるような形の訓練等は、  
航空局の立場からやはりお話をすべ  
きだと思ひますが、本問題ばかり  
りじやなくて、先般からも質問をいた  
してありますが、いずれにしても管制  
業務というものが、現在の航空の幅渡  
といひますが、そういうものに  
れないのが現実ではないかと思ひ  
あります、こういう点については、  
先般お答えをいただきましたが、早急  
に体制を整えてもらふ必要がある、こ  
ういふように思ひます。

そこで次の問題であります、防衛  
庁にお尋ねします。管制教育団の育成  
というのを非常に力を注いでおやりに  
なつておると思ひますが、この  
管制業務は、今度は運輸大臣の統制  
下に置かれるわけなんでありませ  
ども、管制教育団というものは、最終  
的に運輸省との関係はどうかとい  
なるのですか、協力関係といひま  
すか、これは……

○小幡(久)政府委員 管制教育団自身  
は教育機関でございまして、現在の  
ところ直ちに運輸省とどうなるとい  
官の仕方の仕方その他につきまして  
は、運輸省の一般民間機の発着とい  
ふうなことに關する管制なんかも研究  
いたしました、十分統制の案が上がる  
ようにしていきたいと思ひます。

の職員が管制を責任を持ってやる、そ  
してまた、その場合に自衛隊との関係  
が種々ございまして、補助官を出す  
ということは適当なことではないか  
かように考えております。

○久保委員 補助官じゃなくて、これ  
は連絡官を出すべきではないだらう  
か、こう私は思ひます。たまに  
ことはいいのです。たとえは一つのセ  
クションを持つて、ポジションを  
持つてやつておるものが今日の現  
状でしよう。それは正しくない。統制下  
にあるというのだが、これは共同で管  
制する形を今実際は持つておるわけ  
です。共同で管制してゐる。だから共同  
の態勢をやめ、連絡官としておい  
になることはいいだらう、こういう  
うに思ひますが、どうです。

○小幡(久)政府委員 補助官と申しますの  
は、責任者の下について補助をする、  
こういうこととございまして、決して  
自衛隊が責任を持つてやる、こうい  
うことは相ならぬ、かように考えてお  
ります。

○久保委員 航空局長にお尋ねいたし  
ますが、今のタワーの管制を見てもそ  
ういふ形はないと思ひます。たとえは主任  
管制官というものを——なるほど一応  
正式な名前であるかわかりませ  
んが、おそらく正式の名前ではないで  
しょう、主任管制官といふのは、そ  
ういふものを置いてやるのですが、主任  
管制官自身が一つのポジションを持  
てやつておるのです。指揮監督でき  
ないです、今のところ、そういう権限  
を与えられていないし、また実際に行  
なつていない。だから先般の村手管制  
官の問題についても、村手管制官は  
自の立場で一つのポジションを持つて

いる。これを指揮監督する大事なとき  
に、それはどうだということ、それは  
やめるとかどうしろとか指示は与えら  
れていない。与えられる立場になつて  
いない。ましてや自衛隊から来てい  
る者はポジションを持つておるのです。  
何も運輸省の管制官と変わった形はな  
いのです。ただ身分が違つただけの話で  
あつて、タワーの中にある場合はお互  
いに同僚でやつておる。こういうこと  
ろに問題がありはしないかと思ひま  
す。現実はどうなんでしょう。私の言  
りだと思ひますが、どうです。

○辻政府委員 これは管制塔におきま  
しては、その交代の要員ごとに責任者  
といふものをきめまして、これを私  
どもは主任管制官と申しておるわけ  
でございます。今そういうものはない  
ないかといふ御意見がございま  
した、これは必ず交代の要員ごに  
きめてやつておられます。ただ、実  
際問題といたしまして、補助官なり  
見習いの管制官の指示その他につ  
きまして、すべてこれを指揮監督する  
という態勢までは至つていないこと  
は事実でございます、これらの点につ  
きまして今後改善方を研究しなければ  
ならぬ、かように考えております。

そういう点について一応の監察をなさつての御見解が御ありでしょう。おありでありましたら一つ御披露願ひたいと思ひます。

○原田(正)政府委員 私どもは、現在航空行政に關します監察を実施いたしてありますが、これは四月から六月末まで一応現地的な調査をやり、そのあとにおきまして中央において補足調査並びに取りまとめをやる、こういうこととございまして、現在の状況では現地的調査をまだ始めたばかりでございます。従いまして、今御質問になりましたような問題につきましては調査結果なりというものはまだはつきりしておりません。しかしながら、今後の調査におきましてそれらの点について十分検討してみたい、かように考えている次第であります。

○久保委員 航空局長にお尋ねします。今あなたから御答弁がありました。が、実際には交代要員の中から主任管制官というものを置くのだというのですが、実際職制上もはつきりしてないですね。だからここで、航空管制一元化ということから考えても、一つは、さつき申し上げた自衛官の方は連絡官として置く、ポジシヨンは与えない。責任あるポジシヨンを今与えております。これはやらぬということが一つ。もう一つは、職制として、主任管制官というのはフリーな立場で、四人なら四人いるものならその四人に対しての総合的な指揮監督していくという態勢をとるのがほんとうだと思ひますが、これはどうなんですか。

○辻政府委員 今御指摘のありましたような点を含めまして、管制官の配置

その他につきましても検討していきたいと考えております。

○久保委員 それで、これは行管に要望しておきます。これからそれぞれ監察をなさるのであります。今いろいろな問題が航空管制では出てきているのです。その一つは先ほど申し上げた問題、もう一つは管制官の責任体制というか、そういうものが非常にはつきりしておらない、というよりは、早くいえばその責任体制の裏づけも薄いという形があるわけです。それからもう一つは、管制官自体の充実に計画通りいっていないとわれわれは思ふ。それから諸施設についても問題があろうかと思ふのであります。もう一つは、最後に管制官の身分でございます。あるいは待遇というかそういうことも非常な問題があると思ふ。今日の勤務体制を先般入間川の管制本部へ行つて見て参りましたが、何と云うか、非常に近代的な業務には合わないような形が多いのでございます。そういう点を一つ十分監察いたして適當な勧告を政府にやっていたきたい、こういうふうに要望しておきます。

○原田(正)政府委員 今回の航空行政の監察は、相当広範な分野にわたります。またお話をいたしましたような問題につきましても、もちろん監察をいたす予定でございます。飛行場及び航空援助施設の整備管理の問題、また航空保安に關する業務の運営の問題につきましても監察をいたすことになっております。その中におきまして、特に管制官の問題につきましては、管制職員の仕事がきわめて高度の熟練を要する、こういう状況であります。従つて

相當の高い資格者の中から選考して、各管制官は配置されておるのであります。その配置、処遇の問題が、今回の事件等から見ましてもきわめて重要な問題である、こういうことにかんがみまして、管制職員養成の状況、それから配置の状況、勤務及び処遇の状況、勤務方法、職場通勤方法あるいは宿舎の問題等、詳細に調査をいたしたい、かような計画でございます。

○久保委員 最後に再び前の問題になります。これは防衛庁と航空局に言ひます。さつき申し上げたように、管制官の責任の分界、操縦士の分界、これははつきりした解釈を早急に出してほしいと思ふ。今のような、何か期待されるというふうな文句が入つて教育されておるところに問題があると思ふ。この点をはつきりしないと、これからどんだん事故が起れば、責任のなすり合いになると思ふ。この点をはつきりしてほしい、こゝろ思ひます。以上でもつて私の質問を終わります。

○平井委員長 次会は来たる六日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十分散会

〔参照〕  
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(参議院送付)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

運輸委員會議録第十八号中正誤

ハシ段	行	誤	正
三五	六	非常に、多	非常に多く
五三	末五	いくので	いくのが
三五	三	久保三郎君	久保三郎君